

## 平成30年度 第2回中野区入札監視委員会議事録概要

### 1 開催日時

平成30年12月19日(水) 15時～16時30分

### 2 会場

中野区役所4階 議会棟 区議会第3委員会室

### 3 出席者

委員 武藤 博己(委員長)、上野 真裕(委員)、宮村 光雄(委員)

事務局 高橋 信一(経営室長)、吉沢 健一(副参事 経理担当)

高田 班(副参事 施設担当)

### 4 議事

- (1) 平成30年8月から平成30年11月までの区発注工事等の入札及び契約手続きの運用状況等について

・・・・・・資料1

※(補足資料)平成30年度の工事請負契約中間集計について

・・・・・・資料2

5 議事内容（主な意見等）

(1) 平成30年8月から平成30年11月までの区発注工事等の入札及び契約手続きの運用状況等について

委員の主な意見・質問等	区の説明・回答
—	資料1及び資料2に基づき、運用状況等を説明した。
一般競争入札と希望性指名競争入札の違いについて教えてほしい。	一般競争入札は不特定多数から参加者を募るもの、希望性指名競争入札は受注を希望する者から参加者を選定して行うものである。中野区では、予定価格によりこれを区別しており、建築工事であれば7000万円（それ以外の工事は3500万円）までを希望性指名競争入札により、それ以上の金額を一般競争入札により発注している。
準区内業者とはどのようなものか。	本店の所在地は他自治体にあるが、営業所を中野区内にもつ事業者で、準区内業者として届出の手続きをしている事業者のことである。
低入札価格調査制度とは何か。	希望性指名競争入札によるものは最低制限価格制度を採用し、最低制限価格未満であれば即失格となるが、工事の一般競争入札によるものはすべて総合評価方式としており、低入札価格（調査基準価格未満）であっても評価点が高い者はすぐに失格とせず、失格基準による確認と失格基準に該当していなければヒアリング等を行い、落札者となれるかどうかを確認する機会を設け、合格となればその者を落札者とするという制度である。なお、最低制限価格と調査基準価格は同じ算定式を用いている。

<p>工事の希望性指名競争入札は区内地域受注制限付きであるか。委託についてはどうか。</p>	<p>原則として、工事の希望性指名競争入札は区内地域受注制限付きである。委託は、設計等については1000万円以下を区内地域受注制限付きとしている。</p>
<p>資料2について、建築工事件数が近年、増加している背景は何か。</p>	<p>補助金対象期間が限定されているため、トイレ様式化工事が現在集中し、増加している。また、計画として学校体育館の非構造部材耐震対策工事を打ち出しており、これも増加しているということが原因と考えられる。</p>
<p>資料2について、「返戻」と「打切」とはどのような意味か。</p>	<p>「返戻」とは、入札が不調となり発注依頼が業務所管へ戻ることで、これにより契約手続きが「打切」となることである。不調随契するものと合わせ、毎年件数が増えているということである。</p>
<p>資料では、不調はどの案件となるか。</p>	<p>不調随契は、建築工事のNo.22・No.26・No.29、設備工事のNo.33・No.34・No.36・No.42である。不調となる業種はこの2つに集中している状況である。</p>
<p>返戻し再度発注したものはあるか。</p>	<p>資料では再度発注のものの表記がないため区別がつかないが、返戻されたものは時期を変え、再度発注するのが原則である。</p>
<p>不調随契したものはすべて希望性指名競争入札となっているが、希望者以外の参加はないのか。</p>	<p>工事については3者以上の参加をもって入札成立条件としており、3者に満たない場合は同業種事業者を指名し、入札を行う。資料では、備考欄に「任意選定」と表記しているもので、No.16・No.33・No.48がそうである。</p>

<p>測定のNo.64からNo.69までは同一事業者への業者指定であるが、どういうものか。</p>	<p>事業者は、一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会である。これは、土地家屋調査士法上の公益法人であり、行政が登記図書作成や登記業務を委託するために法律によって設けられた法人である。各都道府県に1所ずつ設置されている。</p>
<p>一般競争入札で参加者が1者のものについて、競争性が働いていないと考えられないか。</p>	<p>参加が1者であっても、入札が終わるまでは参加者は1者であることがわからない仕組みになっているため、競争性が働いていないとは言えないと考えている。</p>
<p>大きな工事で参加が1者というのは、本来は好ましくないと思う。</p>	<p>2者以上の入札となるようあらゆる工夫をしていきたい。</p>
<p>一般競争入札については、区内地域受注制限付きはないのか。</p>	<p>建築工事では、1億2000万円以下は区内地域受注制限付きとしている。</p>
<p>No.14・No.15の大きな工事の入札日程について、積算期間は相当期間を確保しているのか。</p>	<p>総合評価方式簡易型の案件であり、施工計画書の提出から評価までの期間もあるため、20日間以上は設けている。</p>
<p>大きな工事は一律にJV案件としているのか。JVを組まない工事もあるのか。</p>	<p>一律にJV案件としている。建築工事であれば、3億円以上をJV案件としている。</p>
<p>No.14のJV案件の落札者各事業者の工事成績はどうか。</p>	<p>ナカノフドーについては、中野区の工事経験がない。協永及び進藤については、区内業者であり、区の工事も多く受注しているが、特に問題のある成績は残していない。</p>
<p>ナカノフドーは中野区の工事経験がないということだが、他自治体に工事成績を確認することはしていないのか。</p>	<p>総合評価方式の評価項目に他自治体の工事成績を評価するものはないので、特に確認はしていない。</p>
<p>1者入札となるものについては特に、他自治体の工事成績を確認するなどして事業者の優秀性を確認しておくことも必要だと思う。</p>	<p>参考にしたい。</p>
<p>参加が1者の場合は、入札期間を延ばすなど何らかの対応が必要だと思うが、如何か。</p>	<p>今後、様々研究・検証していきたいと考える。</p>

<p>東京都では1者入札は中止するという試みをしたが、不調が増え、事業が思うように進まないという事態を招いた。技術的に難しい工事は請負える者が少ないという事もある。だから、必ずしも1者入札がいけないという話ではないが、区の工事は通常の工事であり、やはり1者入札とならないような努力をすべきである。</p>	<p>No.14は中野区としては今までにない非常に大きな工事で、入札参加資格としての実績要件をクリアできる区内業者が少なかったという事情がある。また、学校の新築工事の時期が重なっているということや、オリンピック需要の影響もあると考えている。今後、こういった大きな工事にどう臨むべきか、考えていきたい。</p>
<p>落札率が近年、高まっているということについては、どういう判断をしているのか。</p>	<p>平成29年度に最低制限価格を上げたことによるものと考えているが、同時に落札率が99%以上であるものの件数はもっと少なくしていくべきだと考える。</p>
<p>設計等の委託でも最低制限価格は設定しているのか。</p>	<p>設定している。</p>
<p>今年、談合の情報はあったか。</p>	<p>通報は1件もない。</p>
<p>近隣区同士で協定して区内業者の範囲を広げることができれば、入札の競争性は高まるかもしれない。</p>	<p>意見として伺う。</p>
<p>工事の年間発注予定を公表していると思うが、様々な方法で多くの目に留まるよう工夫してみたらどうか。</p>	<p>努力していきたい。</p>
<p>最後に、やはり大きな工事については複数者による入札が望ましく、区民にとっても有益だと考えるので、そうあるよう努力してほしい。</p>	<p>努力していきたい。</p>